

# 岐阜県公報

第 三 百 十 号

令和四年六月二十八日

(火曜日)

## 目次

告 示

知事指定薬物の指定

公安委員会告示

(業務水道課)二八三<sup>ページ</sup>

地域交通安全活動推進委員の委嘱

公 示

(交通企画課)二八四

土地改良区役員の退任及び就任

雑 報

(飛騨農林事務所)二八四

「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書(岐阜県)平成二十六年八月」に基づく事後調査報告書(令和三年度)の公告

(環境管理課)二八五

## 告 示

岐阜県告示第二百三十五号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年六月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 知事指定薬物の名称

1 二 (エチルアミノ) 二 (三) メチルフェニル)シクロヘキサン 一 オン

及びその塩類(通称DMXE、Deoxymethoxetamine)

2 N・N ジエチル 二 (二五)ニトロ 二 (四)プロボキシフェニル)メチ

ル)一H ベンゾ「d」イミダゾール 一 イル)エタナミン及びその塩類

(通称Protonitazene)

3 一 (シクロブチルメチル) N (二)フェニルプロパン 二 イル)一H

インドール 三 カルボキサミド及びその塩類(通称CUMYL CBMICA)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあるためと認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和四年六月二十九日

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)に当たる

ときは翌日)

令和四年六月二十八日





す。

四 インターネットによる公表

事後調査報告書は、当社ホームページ (<https://jr-central.co.jp/>) においてご覧いただけます。

五 問合せ

1 問合せ先 東海旅客鉄道株式会社環境保全事務所 (岐阜)

中津川市桃山町二番八二

TEL 〇五七三 六四 二〇三九

2 受付日時 午前九時から午後五時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)

令和四年六月二十八日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社